

インドネシア知的財産総局(DGIP)と日本国特許庁(JPO)との間の
特許審査ハイウェイ試行プログラムに関するインドネシア知的財産総局への申請手続
(仮訳)

第一部

日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、日インドネシア間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムにおいて、以下の申請要件を満たすインドネシア知的財産総局(DGIP)への出願につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで日本出願に基づく早期審査を申請することができます。

PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、インドネシア知的財産総局に申請様式を提出してください。

PPHの申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了することがあります。特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了する場合は、その旨が公表されます。

PPH 試行プログラムの試行は2021年1月1日から3年間行、2023年12月31日に終了いたしますが、インドネシア知的財産総局と日本国特許庁(JPO)による調査と評価の後に延長される可能性があります。

1. 申請要件

(a) PPH申請を行うインドネシア出願及びPPH申請の基礎となる日本出願が同一の最先日(優先日又は出願日)を有すること。

例えば、インドネシア出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が以下に該当する場合である。

- (I) 日本出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権(複合優先権を除く)を主張している出願(別紙1:図A、B、C、H、I及びJ参照)、又は、
- (II) 日本出願(PCT出願の国内移行出願を含む)の正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願(別紙1:図D及びE参照)、又は、
- (III) インドネシア出願と日本出願が優先権を伴わない共通のPCT出願から派生している、PCT出願の国内移行出願(別紙1:図K、L、M及びN参照)

(b) PPH申請出願に関わる最初の出願が JPO 又は DGIP で審査されていること。

出願がインドネシア知的財産総局又は日本国特許庁に最初の出願がなされたパテントファミリーに属している(当該要件を満たさない出願例として別紙1:図 F 及び G 参照)
ダイレクトPCT出願に基づいて正当な優先権を主張するインドネシア出願も申請対象と

なる。

(c) JPO で特許可能と判断された一又は複数の請求項を有する、対応する日本出願が存在すること。

対応する出願には、優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となる日本出願から派生した出願(例えば日本出願の分割出願又は日本出願に基づいて国内優先権を主張している出願(別紙1:図Cを参照))、PCT出願の日本国内移行出願(別紙1:図J、K、M及びN参照)があります。

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて日本国特許庁の審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断された」ことになります。オフィスアクションは、下記を含みます。

- (a) 特許査定
- (b) 拒絶理由通知書
- (c) 拒絶査定
- (d) 審決

たとえば、下記の文例が拒絶理由通知書に記載されている場合、これらの請求項は特許可能と明示されたとします。

＜拒絶の理由を発見しない請求項＞

請求項()に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。

(d) PPH 申請出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、出願の請求項が日本出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、出願の請求項の範囲が日本出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。例えば、日本出願の請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

日本国特許庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、日本国特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、インドネシア知的財産総局において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、インドネシア出願の請求項は日本出願の請求項に十分に対応しているとはみなされません。

PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、日本出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

(e) PPH 申請時に出願が DGIP において審査着手されていないこと。(別紙1:図O及びP参照)

(f) DGIP が出願を公開後、異議申立期間(公開日から6ヶ月)が経過していること。(別紙 1: 図 Q 及び R 参照)

2. 提出書類

次の(a)～(d)の書類をPPH申請に添付して提出する必要があります。

(a) 対応する日本出願に対して JPO から出された(JPO における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文¹

翻訳文の言語としてインドネシア語又は英語が利用可能です。日本国特許庁のオフィスアクションが日本国特許庁のドシエアクセスシステムにより提供されている場合には、審査官は当該ドシエアクセスシステムを通じてオフィスアクション及びその機械翻訳文を入手可能なため、出願人はオフィスアクションの写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。インドネシア知的財産総局の審査官が当該ドシエアクセスシステムによりオフィスアクションを得ることができない場合には、出願人は、必要書類を提供するよう通知され要請されます。

(b) JPO により特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文

翻訳文の言語としてインドネシア語又は英語が利用可能です。日本国特許庁において特許可能と判断された請求項が日本国特許庁のドシエアクセスシステムにより提供されている場合には、審査官は当該ドシエアクセスシステムを通じてそれらを入手可能なため、出願人は請求項の写し及びその翻訳文を提出する必要はありません。インドネシア知的財産総局の審査官が当該ドシエアクセスシステムにより請求項を得ることができない場合には、出願人は、必要書類を提供するよう通知され要請されます。

(c) JPO の審査官が引用した引用文献の写し

引用文献が特許文献であれば、通常、インドネシア知的財産総局が有しているため提出を省略できます。ただし、インドネシア知的財産総局が特許文献を所有していない場合は、審査官の求めに応じて当該特許文献を提出する必要があります。また、非特許文献は提出を省略できません。

引用文献の翻訳文は提出不要です。

(d) 請求項対応表

出願のすべての請求項と対応する日本出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。

¹ 翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクション又は請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

第一部 日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、单なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、各項が十分に対応していることを説明してください。

なお、上記(a)～(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいてインドネシア知的財産総局に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PPH 申請様式

Subject: Request for an accelerated examination under the PPH pilot program

表題 : PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請

Date of filing: _____

申請日

Application number: _____

出願番号

Title of the invention: _____

発明の名称

Applicant: _____

出願人

This application has been published and the opposition period (6 months from the publication date) has been expired.

この出願は、公開されており、異議申立期間（公開日から6ヶ月）が経過したものである。

The accelerated examination is requested based on a JPO application (the application number is _____) under the PPH pilot program. For this purpose, the following documents are attached:

この早期審査は、PPH 試行プログラムに基づいて、JPO 出願（出願番号は _____）を基礎に申請されるものである。このため、下記の書類が添付されている。

Copies of all office actions (which are relevant to substantial examination for patentability in the JPO) which were issued for the corresponding application by the JPO and

対応出願において日本国特許庁から通知された全てのオフィスアクション（日本国特許庁における特許性についての実体審査と関連したもの）の写しと、

translations of them

それらの翻訳文

Copies of all claims determined to be patentable/allowable by the JPO and
日本国特許庁により特許可能と特定された全ての請求項の写しと、

translations of them

それらの翻訳文

Copies of references cited by the JPO examiner

日本国特許庁の審査官が引用した文献の写し

Claim correspondence table

請求項対応表

第一部 日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

Claim correspondence table

請求項対応表

The claim in the DGIP インドネシア 知的財産総局 における請求 項	The patentable claim in the JPO 日本国特許庁における特許可能な請求項	Comments about the correspondence 対応についてのコメント

(Documents to be omitted to submit)

(提出を省略する書類)

第二部

日本国特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、PCT 国際段階成果物を利用した日インドネシア間の特許審査ハイウェイ(以下、「PCT-PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たすインドネシア知的財産総局(DGIP)への出願につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PCT-PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、インドネシア知的財産総局に申請様式を提出してください。

PCT-PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了することがあります。特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了する場合は、その旨が公表されます。

PCT-PPH 試行プログラムの試行は2021年1月1日から3年間行い、2023年12月31日に終了いたしますが、インドネシア知的財産総局と日本国特許庁(JPO)による調査と評価の後に延長される可能性があります。

1. 申請要件

PCT-PPH の申請がなされたインドネシア知的財産総局への出願が下記の要件を満たしている必要があります。

(1)当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性(新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記WO/ISA、WO/IPEA、IPERは日本国特許庁が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限ります。優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙2図A'を参照してください。

国際調査報告(ISR)のみに基づいてPCT-PPHを申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について証明しなければなりません。出願人が特許性について何ら証明をしない場合、当該出願はPCT-PPH試行プログラムへの参加が認められません。なお、証明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正がなされたか否かは PCT-PPH への参加が認められるか否かの判断に影響しません。

(2) インドネシア出願と対応する国際出願は同一の最先日(優先日又は出願日)を有する。

例えば、インドネシア出願が以下に該当する場合である。

- (A) 対応する国際出願の国内移行出願(別紙2:図A及びA'参照)
- (B) 対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願(別紙2:図B参照)
- (C) 対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内移行出願(別紙2:図C参照)
- (D) 対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙2:図D参照)
- (E) 上記(A)~(D)のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙2:図E1及びE2参照)

(3) PPH申請出願に関わる最初の出願がJPO又はDGIPで審査されていること。

出願が日本国特許庁又はインドネシア知的財産総局に最初の出願がなされたパテントファミリーに属している(別紙2:図A'参照)

ダイレクトPCT出願に基づいて正当な優先権を主張するインドネシア出願も申請対象となる。

(4) PCT-PPH申請出願のすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。

例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、イ

ンドネシア知的財産総局において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、インドネシア出願の請求項は国際出願の請求項に十分に対応しているとはみなされません。

PCT-PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

(5)PCT-PPH 申請時に出願が DGIP において審査着手されていないこと。

(6)DGIP が出願を公開後、異議申立期間(公開日から6ヶ月)が経過していること。

2. 提出書類

出願人は PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請様式に添付して下記の書類を提出する必要があります。ただし、場合によっては提出を省略できる書類もあります。

(1)特許性有りとの判断が記載された最新国際成果物の写しとそれが英語でない場合にはインドネシア語又は英語によるその翻訳文

出願が上記1. (2) (A)の要件を満たす場合、出願の包装情報の一部として特許性に関する国際予備報告(IPRP)の写しとその英語の翻訳文が含まれるため、出願人はそれらの提出を省略することができます。さらに、“PATENTSCOPE(登録商標)”²で当該最新国際成果物の写しと、その英語の翻訳文が取得可能である場合、インドネシア知的財産総局から要求されない限り、出願人はそれらの提出を省略することができます。

(通常、WO/ISA は”IPRP Chapter I”として、また IPER は”IPRP Chapter II”として優先日から 30 月で利用可能となります)

(2)対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しとそれが英語でない場合にはインドネシア語又は英語によるその翻訳文

“PATENTSCOPE(登録商標)”で、特許性有りと示された請求項の写しが取得可能(例:出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、インドネシア知的財産総局から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。請求項が日本語で記載されている場合、出願人はその翻訳文を提出しなければなりません。

(3)対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、インドネシア知的財

² <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

産総局が当該文献入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(4) 出願の全ての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、单なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1.(4)に記載の観点から、各項が十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)。

なお、上記(1)～(4)の書類について、同時又はすでにされた他の手続きにおいてインドネシア知的財産総局に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PCT-PPH申請様式

Subject: Request for an accelerated examination under the PCT-PPH pilot program

表題:PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請

Date of filing:

申請日

Application number:

出願番号

Title of the invention:

発明の名称

Applicant:

出願人

This application has been published and the opposition period (6 months from the publication date) has been expired.

この出願は、公開されており、異議申立期間（公開日から 6 ヶ月）が経過したものである。

The accelerated examination is requested based on a PCT international application (the application number is _____) under the PCT-PPH pilot program. For this purpose, the following documents are attached:

この早期審査は、PCT-PPH 試行プログラムに基づいて、PCT国際出願（出願番号は）を基礎に申請されるものである。このため、下記の書類が添付されている。

A copy of the latest international work product which indicated the claims to be patentable/allowable and

特許可能なクレームが明示された最新国際成果物の写しと、

their Indonesian or English translations if they are not in English

それが英語でない場合、そのインドネシア語又は英語の翻訳文

A copy of a set of claims which the latest international work product of the corresponding international application indicated to be patentable/allowable and

対応する国際出願の最新国際成果物において特許可能と明示された請求項の写しと、

their Indonesian or English translations if they are not in English

それが英語でない場合、そのインドネシア語又は英語の翻訳文

A copy of references cited in the latest international work product of the international application corresponding to the application

この出願と対応する国際出願の最新国際成果物において引用された文献の写し

A claims correspondence table which indicates how all claims in the application sufficiently correspond to the claims indicated to be patentable/allowable

この出願における全ての請求項が特許可能と明示された請求項と十分に対応していることを示す請求項対応表

Claim correspondence table

請求項対応表

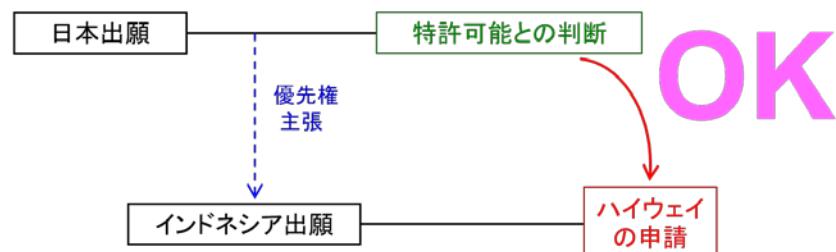
The claim in the DGIP インドネシア 知的財産総局 における請求 項	The patentable claim in the international phase 国際段階での特許可 能な請求項	Comments about the correspondence 対応についてのコメント

(Documents to be omitted to submit)

提出を省略する書類

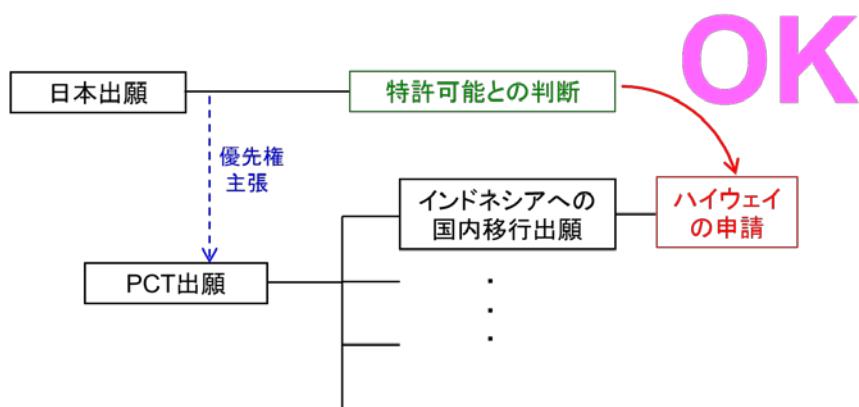
A

要件 (a) (I)を満たす事例
- パリルート -



B

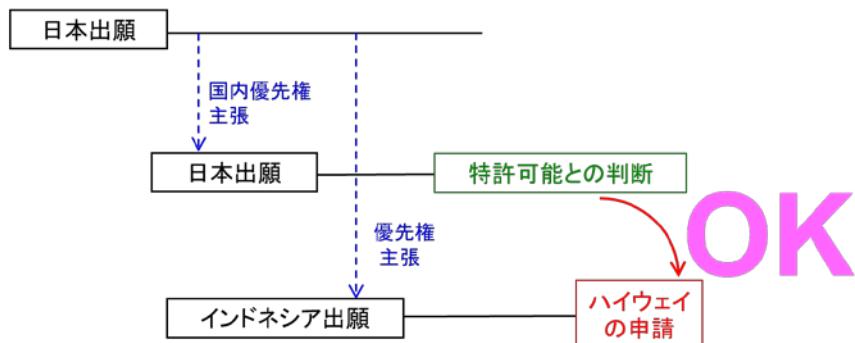
要件 (a) (I)を満たす事例
- PCTルート -



C

要件 (a) (I)を満たす事例

- PCTルート、国内優先権主張 -



D

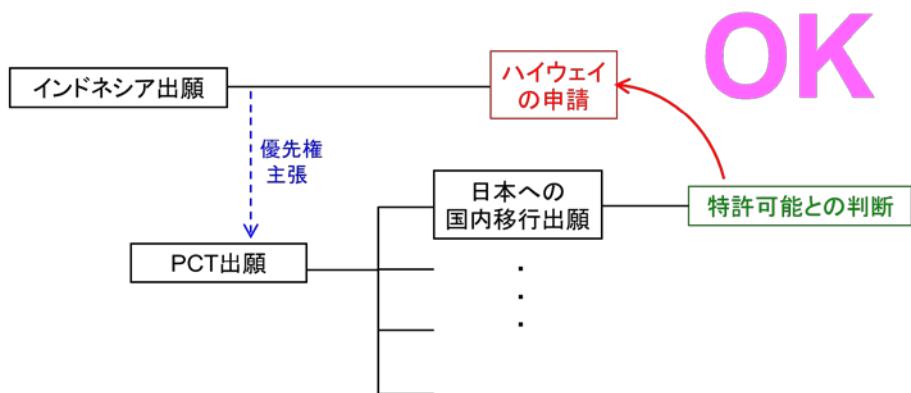
要件 (a) (II)を満たす事例

- パリルート -



E

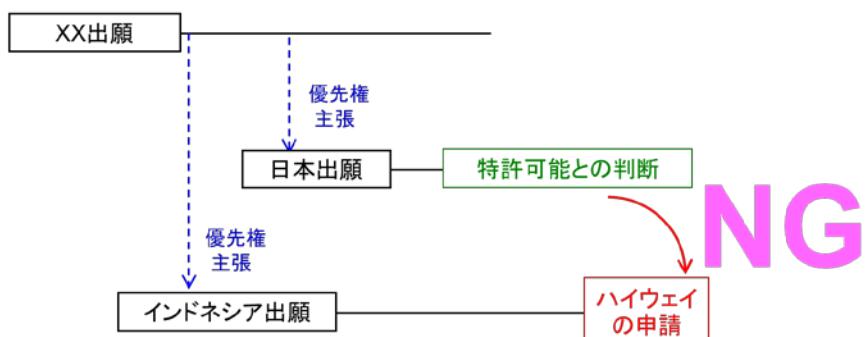
要件 (a) (II)を満たす事例 - PCTルート -



F

要件 (b)を満たさない事例

- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

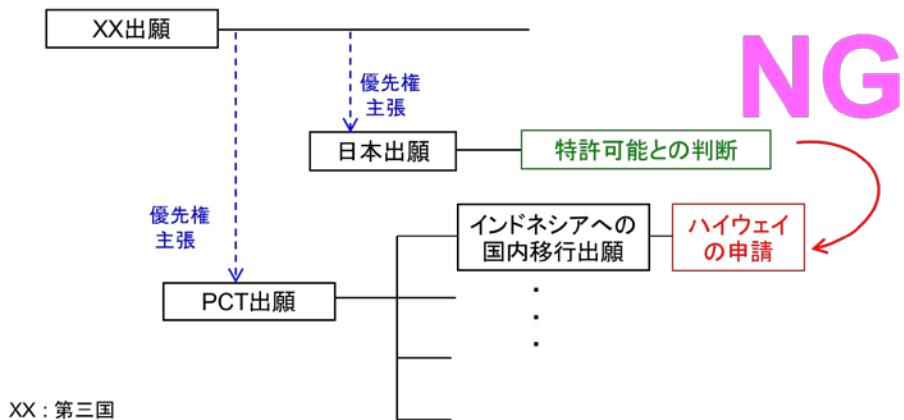


XX：第三國

G

要件 (b)を満たさない事例

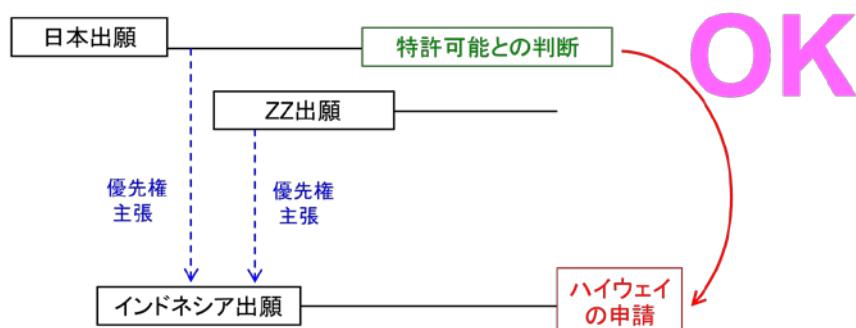
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張



H

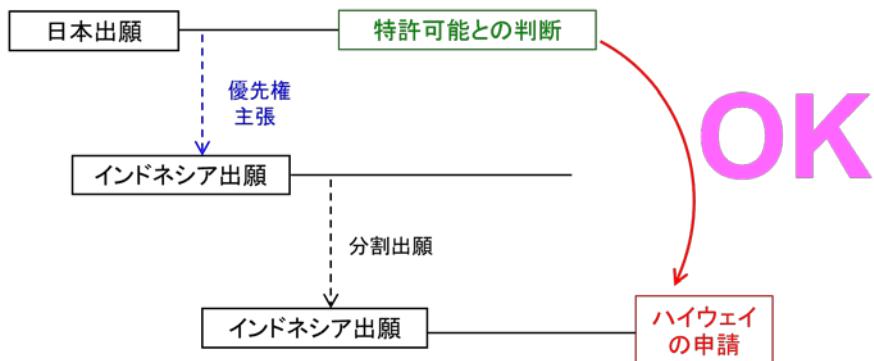
要件 (a) (l)を満たす事例

- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



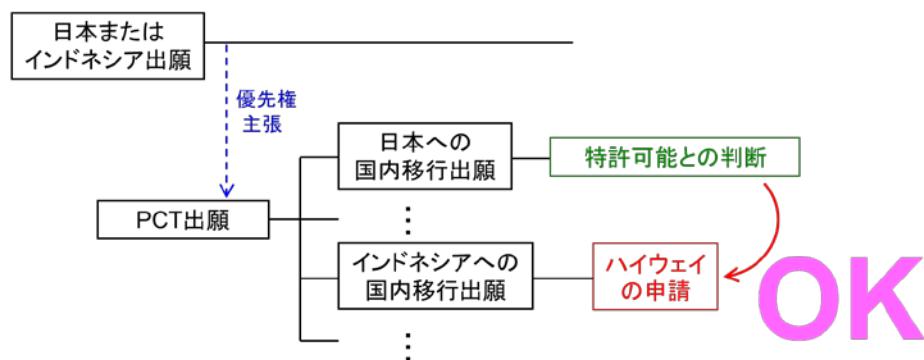
I

要件 (a) (I)を満たす事例
- パリルート: 分割出願 -



J

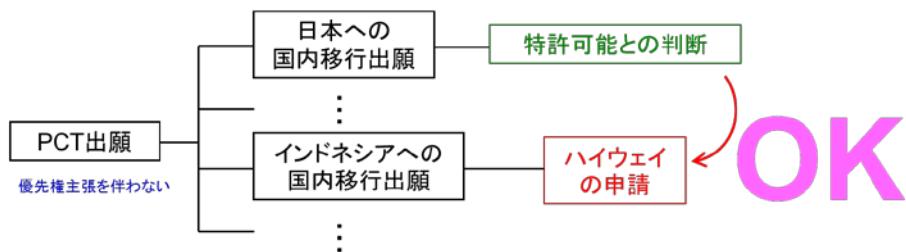
要件 (a) (I)を満たす事例
- PCTルート -





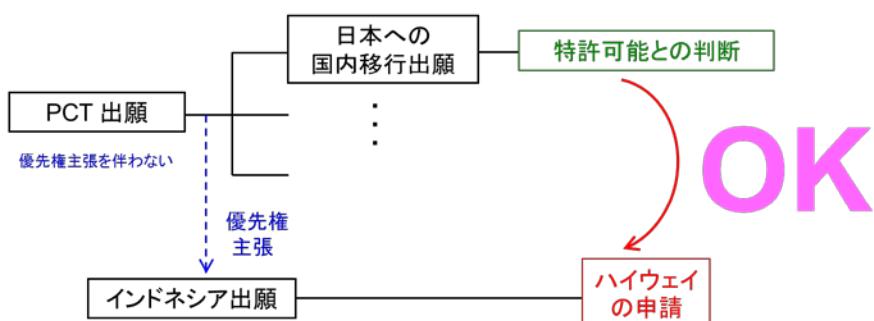
要件 (a) (III) を満たす事例

- 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



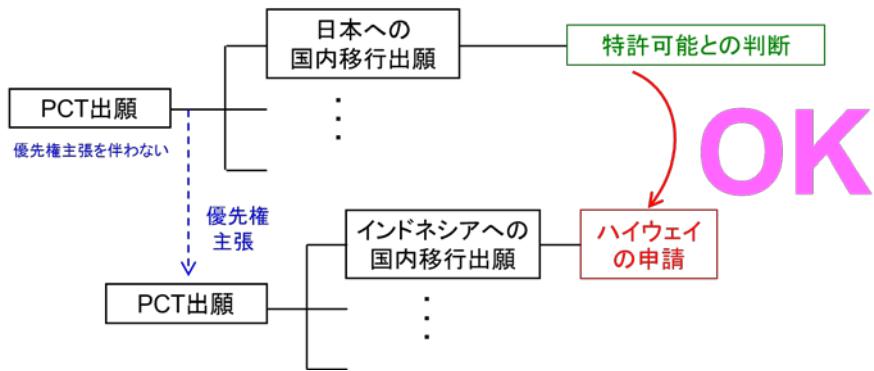
要件 (a) (III) を満たす事例

- パリルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



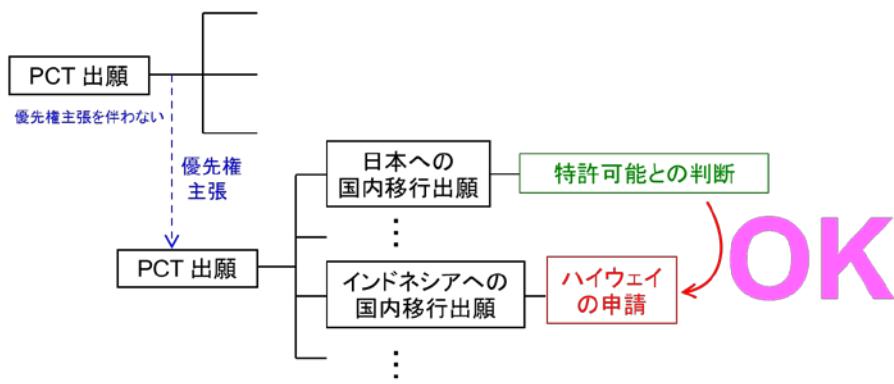
M

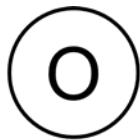
要件 (a) (III)を満たす事例
- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



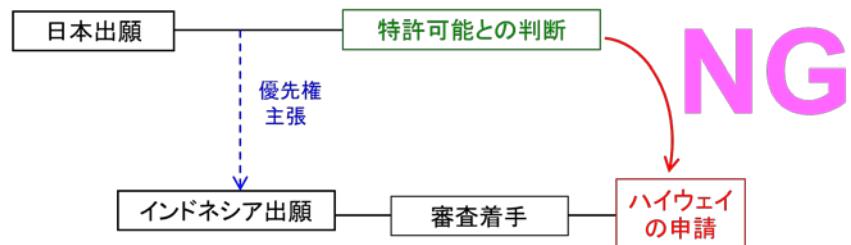
N

要件 (a) (III)を満たす事例
- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

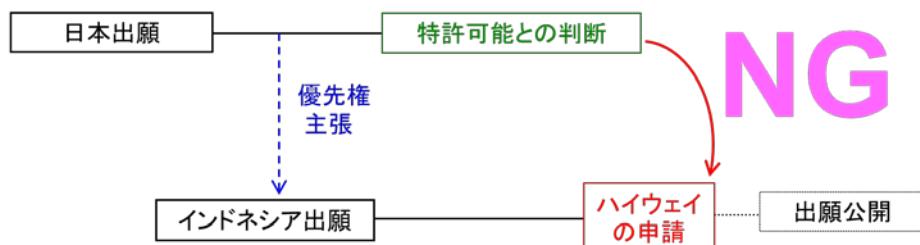




要件(e)を満たさない事例
- ハイウェイの申請前に日本国特許庁が審査着手 -

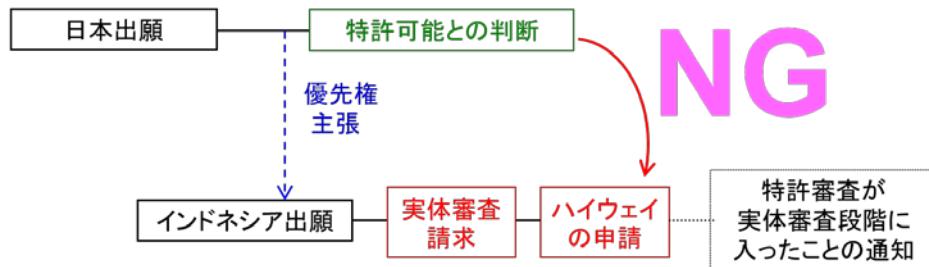


要件 (e)を満たさない事例
- PPH申請時に出願が公開されていない -

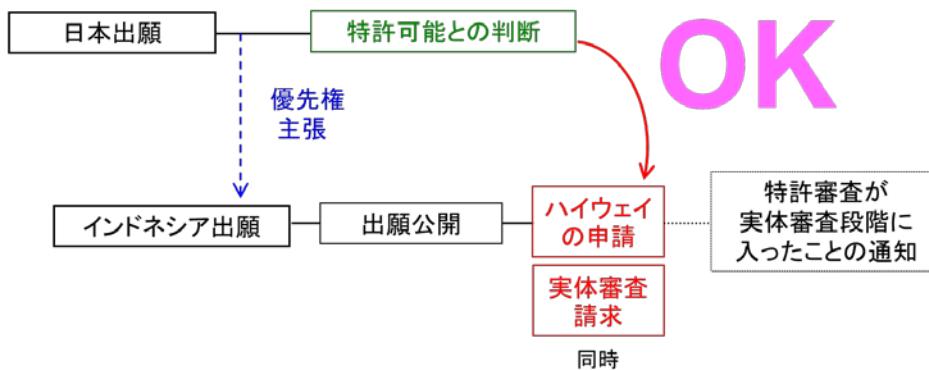




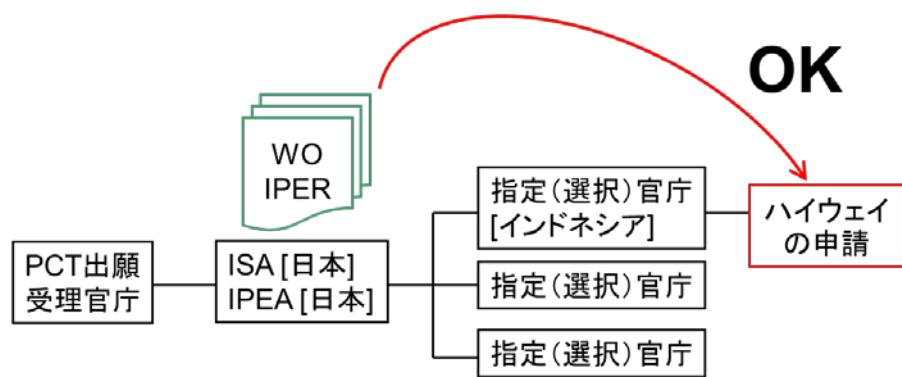
要件 (f)を満たさない事例 - PPH申請時に出願が実体審査段階に入っていない -



要件(f)を満たす事例 (例外) - 実体審査請求と同時にPPH申請 -

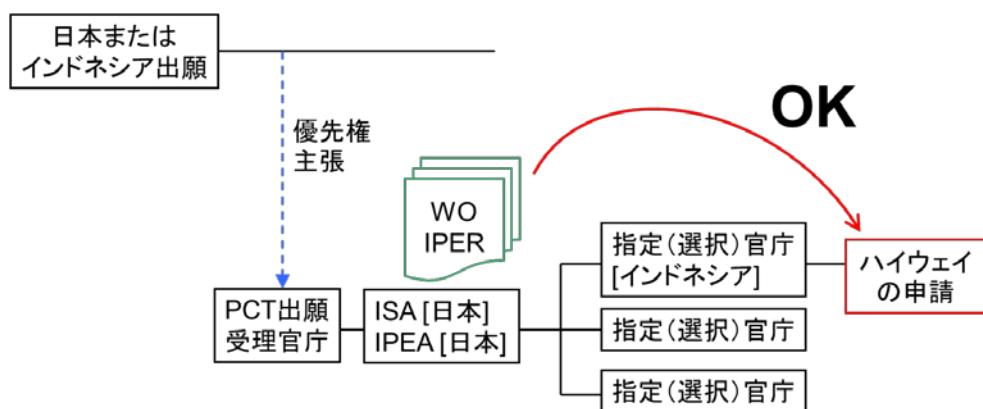


(A)当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

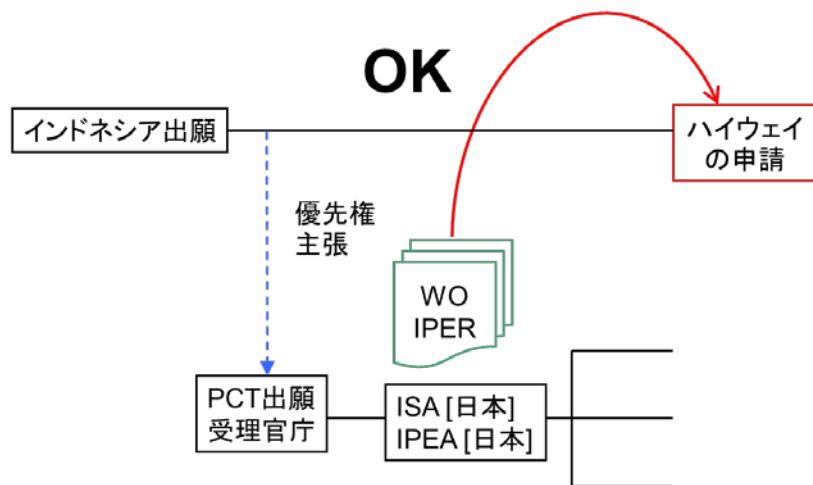


(A')当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

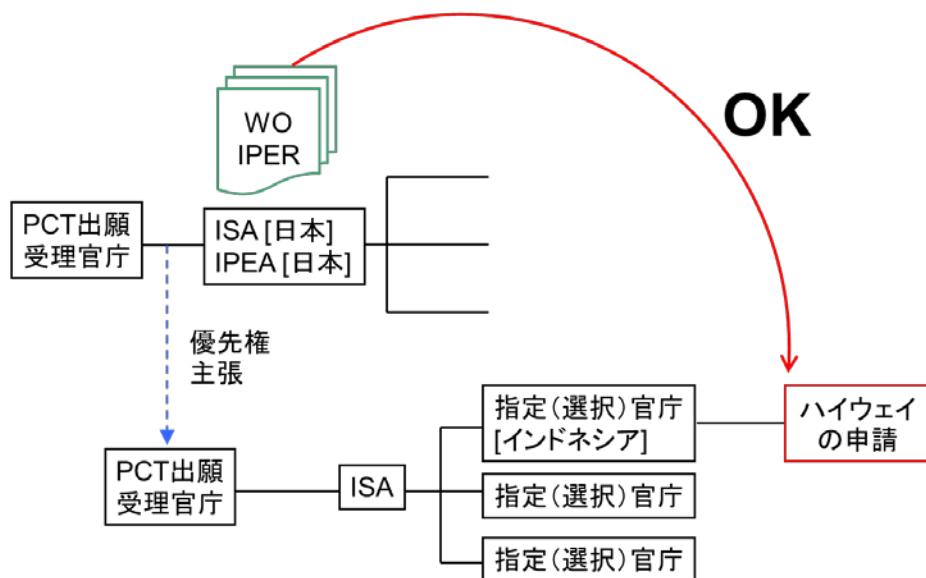
(「対応する国際出願」が日本またはインドネシア出願を基礎として優先権を主張している場合)



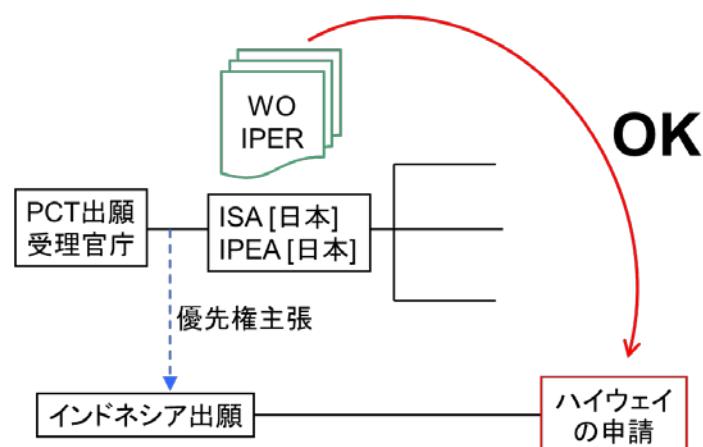
(B)当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



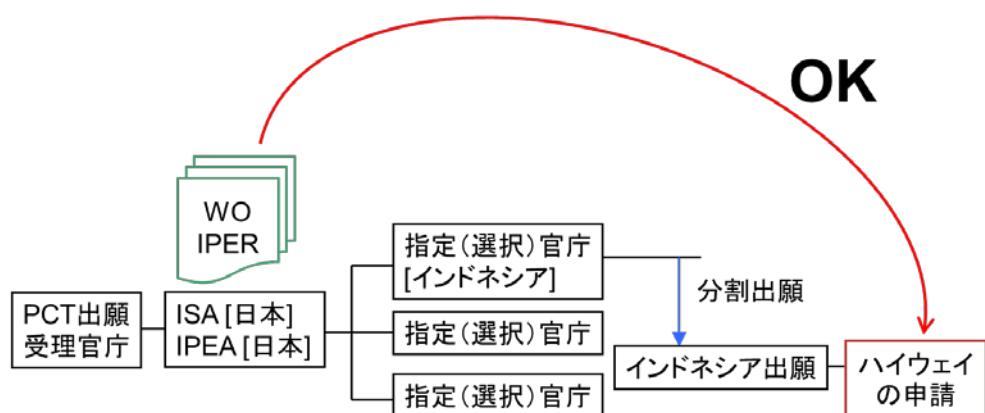
(C)当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



(D)当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内／パリ条約優先権主張の基礎とする。



(E1)類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2)類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。

